

時間外保育に関する取り決め

※保育標準時間認定を受けた方で年間利用される方が適用されます。

子どもたちの健全なる成長を願い、保育園と時間外保育を利用する保護者との間で互いに約束事を守り、またトラブルが起こらないようにすることを目的に、この取り決めをいたします。

時間外保育時間 …… 平日18:00～19:00になるまで

① 申 請

- 1) 時間外保育を希望する方は、「時間外保育申請書」に記入し、提出してください。年度途中の場合は、前月20日までに申請書を提出してください。
- 2) 利用は月単位で行い、変更のある場合は事前に園との協議の上、原則として月単位で変更します。
- 3) 曜日によって利用する、週によって利用するなど、利用日の異なる方は、その旨を「時間外保育申請書」に記入してください。

② 期 間

時間外保育の利用期間は、4月1日より翌年3月末までとします。年度途中から利用する方の期間は、開始月より年度末(3月末)までとします。

③ 認 定

- 1) 1才未満のお子様の利用を希望される場合は、事前に園と協議をさせていただきます。
- 2) 次の方は、時間外保育の利用ができません(認定できません)。
 - 仕事や介護など、やむを得ない理由以外(買い物や娯楽などの私用事)で利用しようとする方。
 - 保育料、園からの集金、時間外保育利用料を滞納している方。
 - 保護者に緊急連絡のとれない方。
 - 朝ご飯を食べてこない、夜寝る時間が遅い、忘れ物が多いなど子どもの生活リズムや生活習慣が時間外保育を利用することで著しく悪くなると思われるご家庭の方。
 - 園からのプリント類などをほとんど読んでいない方。
 - 保護者に出席を求める園の行事、懇談会などに非協力的で、たびたび欠席する方。また懇談などに応じようとしない方。
 - 地域に迷惑をかけるような行為をする方。
 - その他、園との約束事などを守れない方。

④ 時間などの変更

利用時間・曜日などを変更する場合は、事前に園との協議の上、前月20日までに「変更届」を提出することにより月単位で変更することができます。

⑤ 利用料

- 1) 時間外保育利用料は、③の「時間外保育利用料」のとおり定めます。
- 2) 利用料は集金日に釣銭のないように納めてください。
- 3) 1か月に一度も利用しない場合は、その月分を返金いたします。

⑥ 懇談

- 1) 時間外保育を利用した後、子どもにとって無理のある日常生活、また、ふさわしくない日常生活を送っている方には、懇談によって互いの考えを十分に理解し合った後、両者で子どもにとってふさわしい環境づくりに努めていきたいと思えます。
- 2) ③の2)に該当する方は保育園と両親で懇談を行い、両者の考え方を話し合います。
- 3) お迎えが19:00を過ぎてしまうことがたびたびある場合には話し合います。

⑦ 認定の解除

⑥で懇談後も引き続き改善が見られず同じ行為などを繰り返す方、または懇談に応じようとしないう方については、認定を解除させていただくこともあります。

⑧ 時間外保育利用料 (おやつ代を含む)

基本分

平日18:00～18:30になるまでの利用……2,000円/月
平日18:00～19:00になるまでの利用……4,000円/月

臨時の利用

18:00を過ぎた時…………… 500円
18:30を過ぎた時…………… 700円
18:30までの申請で18:30を過ぎた時…… 500円

※ 利用料の減免……前年度の市民税が非課税家庭は、市で発行する保護者の「非課税証明書」の提出することにより、時間外保育利用料の一部が減免されます。

乳幼児期の子どもたちは、規則正しい生活が何よりも大切です。18:00以降に降園されると、どうしても就寝が遅くなってしまいがちです。お仕事と同様、お子様の生活リズムを大切に考えていただきたいと思います。遅くとも21:30には眠ることができるよう工夫してみてください。